

2-5-3 車輛出入口部の位置

車両出入口部は、道路に隣接する民地等の車輛収容施設に、車両を出入りさせる必要がある場合に設置する。設置にあたっては歩道等利用者の安全かつ快適な歩行性を確保するとともに出入り車輛や本線通行車両等が安全かつ円滑な交通を確保すること等に十分配慮し選定する。

(1) 車両の出入口部は、原則として次に掲げる ~ までの場所以外に設けるものとする。

ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が極めて少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、 ~ 及び は適用しないことができるものとする。

横断歩道及び前後5メートル以内の部分。

トンネル、洞門等の前後各50メートル以内の部分。

バス停留所の停車場（停車帯等を利用しバス停留所を設置した場合）。ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合はその位置から各10メートル以内の部分。

地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分。

交差点（総幅員7メートル以上の道路の交差点をいう）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分、ただしT字型交差点の突き当たりの部分を除く。

バス停車帯の部分（歩道の一部を切込んで、バス停留所を設置した場合）橋の部分。

横断防止柵、ガードレール及び駒止等の設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占用者が移転を認めた場合は除く。

消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の道路に接する出入口から5メートル以内の部分。

消火栓等から5メートル以内の部分。

火災報知機から1メートル以内の部分。

その他公安委員会が指定した場所等。

留意事項

車両出入口施設の設置にあたっては、歩行者等の安全及び利便を考慮し、適切な設置位置の選定を行うとともに、いたずらに切下げ幅を広げないものとする。

また、車両出入口施設は1箇所を原則とする。ただしガソリンスタンド及びドライブイン等で特に必要性が認められる場合には2箇所とすることができる。

参考

表 2 - 5 - 1 車両出入口部の設置基準表

区分	総重量	車種別区分			切下げ幅
		車種	幅	長さ	
A	0 ~ 1 t	軽自動車	1 . 3 m未満	3 . 0 m未満	1 . 8 m
B	1 t ~ 4 . 5 t	乗用車 小型トラック等	1 . 3 ~ 2 . 5 m未満	3 . 0 ~ 5 . 0 m未満	3 . 6 m
C	4 . 5 t 以上	普通貨物 トラック等	2 . 0 ~ 2 . 5 m未満	7 . 5 m未満	6 . 0 m
D	4 . 5 t 以上	普通貨物 トラック等	2 . 0 ~ 2 . 5 m未満	1 0 . 0 m 未満	7 . 2 m
E	4 . 5 t 以上	普通貨物 トラック等	2 . 0 ~ 2 . 5 m未満	1 2 . 0 m 未満	9 . 0 m